



宮 崎 県 公 報

平成22年10月1日（金曜日）号外 第90号

発 行 宮 崎 県
 印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
 小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
 購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

条 例

条 例	頁	
○宮崎県口蹄疫復興対策基金条例……………（総合政策課）	2	○宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例……………（市町村課） 9
○職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例……………（人事課）	3	○宮崎県国民健康保険広域化等支援基金条例及び宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例……………（国保・援護課） 14
○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例……………（財政課）	9	○宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例……………（こども政策課） 15
○宮崎県税条例の一部を改正する条例……………（税務課）	9	○宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例……………（港湾課） 15
		○宮崎県育英資金貸与条例の一部を改正する条例……………（教育庁） 16

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県口蹄疫復興対策基金条例（条例第34号）

1 制定の理由及び主な内容

平成22年4月以降において県内で発生が確認された口蹄疫により重大な影響を受けた県内経済及び県民生活の早期の復興及び再建を図るため、地域の実情に応じたきめ細かな措置等を一体的かつ継続的に実施することを目的として、宮崎県口蹄疫復興対策基金を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（条例第35号）

1 改正の理由及び主な内容

旅費制度について、実費弁償の趣旨を踏まえつつ、事務改善や職員の事務負担の軽減を図るため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第36号）

1 改正の理由及び主な内容

屋外広告物許可申請手数料の区分に新たな広告物の種類を追加するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成22年11月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県税条例の一部を改正する条例（条例第37号）

1 改正の理由及び主な内容

法人県民税（法人税割）の超過課税措置について適用期限を5年間延長するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成23年2月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（条例第38号）

1 改正の理由及び主な内容

住民基本台帳法の規定に基づき、本県独自の住基ネット利用事務を定め、県民の負担軽減などを図るため所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成22年11月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県国民健康保険広域化等支援基金条例及び宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第39号）

1 改正の理由及び主な内容

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第40号）

1 改正の理由及び主な内容

児童福祉施設最低基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、平成22年6月1日から適用することとしました。

◎ 宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例（条例第41号）

1 改正の理由及び主な内容

廃油処理施設の廃止及び貨物上屋の新設に伴い、その施設使用料を廃止及び新設するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行することとしました。

◎ 宮崎県育英資金貸与条例の一部を改正する条例（条例第42号）

1 改正の理由及び主な内容

県内における口蹄疫の発生により経済的に修学が困難となった貸与対象者に対する特例措置として、貸与月額に一定額を加算できるよう所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

宮崎県口蹄疫復興対策基金条例をここに公布する。

平成22年10月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第34号

宮崎県口蹄疫復興対策基金条例

（設置）

第1条 口蹄疫対策特別措置法（平成22年法律第44号）第23条の規定を踏まえて、平成22年4月以降において県内で発生が確認された口蹄疫（以下「平成22年口蹄疫」という。）により重大な影響を受けた県内経済及び県民生活の早期の復興及び再建を図るため、地域の実情に応じたきめ細かな措置等を一体的かつ継続的に実施することを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、宮崎県口蹄疫復興対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する設置の目的を達成するために必要な次に掲げる事業の費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 畜産事業者及び畜産業に関連する事業者の経営及び生活の復興及び再建のために行う事業
 - (2) 畜産から耕種への転換、畜産業の六次産業化等を支援する事業、農工商等連携を推進する事業その他の地域産業を振興することにより地域経済の復興に資する事業
 - (3) 平成22年口蹄疫に起因する県、県産品等のイメージダウンを回復するために行う事業
 - (4) 平成22年口蹄疫に伴い殺処分された家畜の埋却地及び埋却地周辺の環境対策のために行う事業
 - (5) 県内市町村が実施する地域の再生及び復興の取組を支援するために行う事業
 - (6) 県内の経済団体等が実施する地域経済の再生及び復興の取組を支援するために行う事業
 - (7) 平成22年口蹄疫の被害からの再生及び復興を図ることを目的として県内経済の回復及び雇用の維持のために行う事業
 - (8) 前各号に掲げるもののほか第1条に規定する設置の目的を達成するために行う事業であって知事が特に認める事業
- 2 第2条の基金として積み立てる額のうち知事が別に定める額については、前項第1号から第5号までのいずれかに該当する事業であって平成22年口蹄疫により影響を受けた畜産事業者その他知事が特に認める者を支援するための事業の費用に充てるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年10月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第35号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例(昭和29年宮崎県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(用語の意義)	(用語の意義)
第2条 [略]	第2条 [略]
<u>2 この条例において「何級の職務」という場合においては、職員</u> <u>の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号)第3条第1項</u> <u>に規定する行政職給料表による当該級の職務及び行政職給料表の</u> <u>適用を受けないものについては、任命権者が知事及び人事委員会</u> <u>と協議して定めるこれに相当する職務をいうものとする。</u>	
<u>3 [略]</u>	<u>2 [略]</u>
(旅費の支給)	(旅費の支給)
第3条 [略]	第3条 [略]
2～4 [略]	2～4 [略]
5 第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関等の事故又は天災その他任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で次の各号に規定する額を旅費として支給することができる。	5 第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関等の事故又は天災その他任命権者が知事と協議して定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で次の各号に規定する額を旅費として支給することができる。
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
(旅行命令等)	(旅行命令等)
第4条 [略]	第4条 [略]
2・3 [略]	2・3 [略]
4 旅行命令権者等が旅行命令等を発し、又はこれを変更するには旅行命令書(当該旅行命令書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機によ	4 旅行命令権者等が旅行命令等を発し、又はこれを変更するには旅行命令書(当該旅行命令書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機によ

る情報処理の用に供されるものをいう。第13条において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、旅行命令書に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを提示するいとまがない場合においては、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令書を提示しなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令書に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示しなければならない。

6 [略]

第9条 旅行者が用務地である同一地域（第2条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して、滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額をその定額から減じた額による。

2 [略]

第10条 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在するものが、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第12条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため、鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びその以後の分に区分して計算する。

（船賃）

第15条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

（1）運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 2級以上の職務にある者については、中級の運賃

イ 1級の職務にある者については、下級の運賃

（2）運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃

（3） [略]

（4）公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

（5）第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行の場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

（6） [略]

2 第1号又は第2号の規定に該当する場合において同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

（車賃）

第17条 [略]

る情報処理の用に供されるものをいう。第13条において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、旅行命令書に当該旅行に関する事項の記載若しくは記録をし、これを提示するいとまがない場合又は知事が特に認める場合においては、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令書を提示しなかった場合（旅行命令書を提示するいとまがない場合に限る。）には、できるだけ速やかに旅行命令書に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示しなければならない。

6 [略]

第9条 旅行者が用務地である同一地域（第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して、滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額をその定額から減じた額による。

2 [略]

第10条 削除

第12条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため、鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びその以後の分に区分して計算する。

（船賃）

第15条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

（1）運賃の等級を2階級以上に区分する船舶による旅行の場合には、最も下級の運賃

（2） [略]

（3）公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

（4）第2号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行の場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

（5） [略]

2 前項第1号の規定に該当する場合において同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、同号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

（車賃）

第17条 [略]

2 旅行命令権者の承認を受けて自家用車を利用して旅行する場合の車賃の額は、前項の規定にかかわらず、1キロメートルにつき17円とする。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第12条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 [略]

(日額旅費)

第24条 第6条第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、船員（船舶に乗組み主として海上勤務に従事する職員をいう。以下同じ。）及び船員以外の職員で船舶に乗船を命ぜられたものが行う旅行のうち、当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて任命権者が知事及び人事委員会と協議して指定するものとする。

2 前項に規定する日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、必要に応じ任命権者が知事及び人事委員会と協議して別に定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額について、この条例で定める基準を超えることはできない。

(退職者等の旅費)

第27条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費

ア 退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下退職等を知った日という。）にいた地までの前職務相当の旅費

イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(2) [略]

(遺族の旅費)

第28条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

2・3 [略]

(旅費の調整)

第29条 [略]

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定により旅行することが当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合には、知事及び人事委員会と協議して定める旅費を支給することができる。

(外国旅行の旅費)

第31条 外国旅行の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）中外国旅行の旅費に関する規定を準用する。この場合において、県の一般職の行政職給料表の適用を受ける職員の職務の級の9級以下7級以上、6級、5級、4級、3級、2級及び1級の職務にある者は、それぞれ国家公務員の一般職の行政職俸給表(一)の適用を受ける職員の職務の級の7級、6級、5級、4級、3級、2級及び1級の職務にある者に相当するものとみなす。

3 車賃は、前2項の規定による路程ごとに全路程を通算して計算する。ただし、第12条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

4 [略]

(日額旅費)

第24条 第6条第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、船員（船舶に乗組み主として海上勤務に従事する職員をいう。以下同じ。）及び船員以外の職員で船舶に乗船を命ぜられたものが行う旅行のうち、当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて任命権者が知事と協議して指定するものとする。

2 前項に規定する日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、必要に応じ任命権者が知事と協議して別に定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額について、この条例で定める基準を超えることはできない。

(退職者等の旅費)

第27条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費

ア 退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下退職等を知った日という。）にいた地までの旅費

イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの旅費

(2) [略]

(遺族の旅費)

第28条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの旅費

2・3 [略]

(旅費の調整)

第29条 [略]

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定により旅行することが当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合には、知事と協議して定める旅費を支給することができる。

(外国旅行の旅費)

第31条 外国旅行の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に規定する国家公務員の外国旅行の旅費を基準として知事が定める。

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要

附 則

- 3 第14条第1項第3号に規定する特別車両料金及び第15条第1項第5号に規定する特別船室料金は、当分の間、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める旅行（公務上の必要その他特別の事情があるものに限る。）に限り支給する。
- 4 この条例の規定により任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める事項については、当該事項が定められるまでの間、なお従前の例による。

別表第1（第19条、第20条、第22条関係）
（宿泊料及び食卓料）

区分	宿泊料（1夜につき）		食卓料（1夜につき）
	甲地方	乙地方	
6級以上の職務にある者	13,100円	11,800円	2,600円
5級以下の職務にある者	10,900円	9,800円	2,200円

[略]

な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 3 第14条第1項第3号に規定する特別車両料金及び第15条第1項第4号に規定する特別船室料金は、当分の間、任命権者が知事と協議して定める旅行（公務上の必要その他特別の事情があるものに限る。）に限り支給する。
- 4 この条例の規定により任命権者が知事と協議して定める事項については、当該事項が定められるまでの間、なお従前の例による。

別表第1（第19条、第20条、第22条関係）
（宿泊料及び食卓料）

宿泊料（1夜につき）		食卓料（1夜につき）
甲地方	乙地方	
10,900円	9,800円	2,200円

[略]

別表第2を次のように改める。

別表第2（第21条、第26条関係）

（移転料）

鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	鉄道2,000キロメートル以上
100,000円	115,000円	142,000円	175,000円	232,000円	244,000円	261,000円	303,000円

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第3条第5項、第4条第4項及び第5項、第24条、第29条第2項、附則第3項中人事委員会との協議に関する部分並びに附則第4項の改正規定、第10条を削除する改正規定並びに第32条を加える改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

（附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年宮崎県条例第21号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（費用弁償の額）</p> <p>第3条 委員等の費用弁償の額は、委員等を、一般職の職員のうち行政職給料表の適用を受ける職員の職務の級の9級相当の職務にあるものとみなして、一般職の職員の旅費支給の例により計算した額とする。</p> <p>（報酬の支給及び費用弁償の方法）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、報酬の支給及び費用弁償の方法については、一般職の職員の例による。</p>	<p>（費用弁償の額）</p> <p>第3条 委員等の費用弁償の額は、一般職の職員の例により計算した旅費に相当する額とする。</p> <p>（報酬及び費用弁償の支給方法）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、委員等の報酬及び費用弁償の支給方法については、一般職の職員の例による。</p>

（執行機関としての委員会の委員又は委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 執行機関としての委員会の委員又は委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年宮崎県条例第34号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（費用弁償の額）</p> <p>第5条 委員等（議員のうちから選任される監査委員を除く。）の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和29年宮崎県条例第42号）の規定の例により計算した旅費に相当する額とする。この場合において、委員等は、職員給与に</p>	<p>（費用弁償の額）</p> <p>第5条 委員等（議員のうちから選任される監査委員を除く。）の費用弁償の額は、一般職の職員の例により計算した旅費に相当する額とする。</p>

<p>関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表による9級の職務にあるものとみなす。</p> <p>2 [略]</p> <p>（報酬の支給及び費用弁償の方法）</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、委員等（教育長の職を兼ねる教育委員会委員を除く。）の報酬の支給方法については職員の給与に関する条例の適用を受ける職員、委員等の費用弁償の支給方法については職員の旅費に関する条例の適用を受ける職員の例による。</p>	<p>2 [略]</p> <p>（報酬及び費用弁償の支給方法）</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、委員等（教育長の職を兼ねる教育委員会委員を除く。）の報酬及び費用弁償の支給方法については、<u>一般職の職員</u>の例による。</p>
<p>（専門委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）</p> <p>4 専門委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年宮崎県条例第35号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>（費用弁償の額）</p> <p>第3条 非常勤職員等の費用弁償の額は、<u>その職務の種類に応じ、その非常勤職員等を一般職の職員のうち、行政職給料表の適用を受ける職員の職務の級のいずれかの級相当の職務にあるものとみなして、一般職の職員の旅費支給の例により計算した額とする。</u></p> <p>2 前項に規定する非常勤職員等が相当するとみなされる職務の級は<u>一般職の職員の職務の級との権衡を考慮して、規則で定める。</u></p> <p>（報酬の支給及び費用弁償の方法）</p> <p>第5条 報酬は、年額又は月額等によるものを除き、その職務に従事した際支給する。ただし、必要に応じ、まとめて支給することができる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、報酬の支給及び費用弁償の方法については、<u>一般職の職員の例による。</u></p>	<p style="text-align: center;">改正後</p> <p>（費用弁償の額）</p> <p>第3条 非常勤職員等の費用弁償の額は、<u>一般職の職員の旅費を基準として、別に定める。</u></p> <p>（報酬及び費用弁償の支給方法）</p> <p>第5条 非常勤職員等の報酬及び費用弁償は、その職務に従事した際支給する。ただし、必要に応じ、まとめて支給することができる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、報酬及び費用弁償の支給方法については、<u>一般職の職員の例による。</u></p>
<p>（常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正）</p> <p>5 常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（昭和31年宮崎県条例第36号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>（期末手当）</p> <p>第4条 常勤の監査委員の期末手当の額は、<u>職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「100分の150」とあるのは「100分の165」とする。</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 期末手当の支給日の前日までに禁錮以上の刑に処せられた場合、起訴をされた場合、逮捕された場合等の期末手当の取扱いについては、<u>職員の例による。</u></p> <p>（旅費）</p> <p>第6条 常勤の監査委員の旅費は、<u>その者を職員のうち、行政職給料表の適用を受ける職員の職務の級の9級相当の職務にあるものとみなして、職員の旅費支給の例により計算した額とする。</u></p> <p>（給与及び旅費の支給方法）</p> <p>第7条 常勤の監査委員の給与及び旅費の支給方法は、この条例に定めるもののほか、<u>職員の例による。</u></p>	<p style="text-align: center;">改正後</p> <p>（期末手当）</p> <p>第4条 常勤の監査委員の期末手当の額は、<u>一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）第8条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「100分の150」とあるのは「100分の165」とする。</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 期末手当の支給日の前日までに禁錮以上の刑に処せられた場合、起訴をされた場合、逮捕された場合等の期末手当の取扱いについては、<u>一般職の職員の例による。</u></p> <p>（旅費）</p> <p>第6条 常勤の監査委員の旅費は、<u>一般職の職員の例により計算した額とする。</u></p> <p>（給与及び旅費の支給方法）</p> <p>第7条 常勤の監査委員の給与及び旅費の支給方法は、この条例に定めるもののほか、<u>一般職の職員の例による。</u></p>
<p>（宮崎県公害紛争処理条例の一部改正）</p> <p>6 宮崎県公害紛争処理条例（昭和45年宮崎県条例第36号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>（参考人等の費用弁償）</p> <p>第5条 公害紛争処理法施行令（昭和45年政令第253号。以下「令</p>	<p style="text-align: center;">改正後</p> <p>（参考人等の費用弁償）</p> <p>第5条 公害紛争処理法施行令（昭和45年政令第253号。以下「令</p>

」という。)第16条の規定により参考人又は鑑定人(以下「参考人等」という。)に支給する鉄道賃、船賃、車賃、日当又は宿泊料の額は、参考人等を職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号)第3条第1項第1号に規定する行政職給料表(別表第1)の適用を受ける職員の職務の級のいずれかの級に相当する職務にあるものとみなして職員の旅費支給の例により計算した額とし、その支給方法については、職員の旅費支給の例による。この場合において、同条例中「旅行雑費」とあるのは、「日当」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する参考人等が相当するとみなされる職務の級は、一般職の職員の職務の級との権衡を考慮して、規則で定める。

3 [略]

」という。)第16条の規定により参考人又は鑑定人(以下「参考人等」という。)に支給する鉄道賃、船賃、車賃、日当又は宿泊料の額は、職員の旅費に関する条例(昭和29年宮崎県条例第42号)の規定の例により計算した旅費に相当する額とし、その支給方法については、同条例の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例中「旅行雑費」とあるのは、「日当」と読み替えるものとする。

2 [略]

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

7 教育長の給与等に関する条例(平成12年宮崎県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 教育長の期末手当の額は、<u>職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)</u>の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「100分の150」とあるのは「100分の165」とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 期末手当の支給日の前日までに禁錮以上の刑に処せられた場合、起訴をされた場合、逮捕された場合等の期末手当の取扱いについては、<u>職員の例による。</u></p> <p>(国家公務員であった者の退職手当の特例)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項に規定する者が退職し、引き続いて国家公務員とならなかったときに支給する退職手当の額は、前条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 国家公務員又は通算職員を退職した日にその者が受けていた給料月額及びその者の国家公務員又は通算職員としての引き続いた在職期間を基礎としてその者が国家公務員又は通算職員を退職した日に在職していた職員の例により計算して得た額</p> <p>(旅費)</p> <p>第7条 教育長の旅費は、<u>その者を職員のうち、行政職給料表の適用を受ける職員の職務の級の9級相当の職務にあるものとみなして、職員の旅費支給の例により計算した額とする。</u></p> <p>(給与及び旅費の支給方法)</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、教育長の給与及び旅費の支給方法については、<u>職員の例による。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第9条 教育長の勤務時間その他教育長の給与及び旅費以外の勤務条件は、<u>職員の例による。</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 教育長の期末手当の額は、<u>一般職の職員の例により計算した額とする。</u>ただし、<u>職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)</u>第8条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「100分の150」とあるのは「100分の165」とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 期末手当の支給日の前日までに禁錮以上の刑に処せられた場合、起訴をされた場合、逮捕された場合等の期末手当の取扱いについては、<u>一般職の職員の例による。</u></p> <p>(国家公務員であった者の退職手当の特例)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項に規定する者が退職し、引き続いて国家公務員とならなかったときに支給する退職手当の額は、前条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 国家公務員又は通算職員を退職した日にその者が受けていた給料月額及びその者の国家公務員又は通算職員としての引き続いた在職期間を基礎としてその者が国家公務員又は通算職員を退職した日に在職していた<u>一般職の職員の例</u>により計算して得た額</p> <p>(旅費)</p> <p>第7条 教育長の旅費は、<u>一般職の職員の例により計算した額とする。</u></p> <p>(給与及び旅費の支給方法)</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、教育長の給与及び旅費の支給方法については、<u>一般職の職員の例による。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第9条 教育長の勤務時間その他教育長の給与及び旅費以外の勤務条件は、<u>一般職の職員の例による。</u></p>

8 この条例の本則による改正後の職員の旅費に関する条例、附則第2項の規定による改正後の附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例、附則第3項の規定による改正後の執行機関としての委員会の委員又は委員の報酬及び費用弁償に関する条例、附則第4項の規定による改正後の専門委員等の報酬及び費用弁償に関する条例、附則第5項の規定による改正後の常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例、附則第6項の規定による改正後の宮崎県公害紛争処理条例及び附則第7項の規定による改正後の教育長の給与等に

関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年10月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第36号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後						
別表第2（第3条関係）					別表第2（第3条関係）						
手数料	区	分	単位	金額	備考	手数料	区	分	単位	金額	備考
[略]					[略]						
391 屋 外広告 物許可 申請手 数料	野立広告、屋上広告、壁面 広告、屋根面広告、突出広 告、塀・垣広告、つり下げ 広告、アーチ広告、移動広 告及び乗合自動車広告			[略]		391 屋 外広告 物許可 申請手 数料	野立広告、屋上広告、壁面 広告、屋根面広告、突出広 告、塀・垣広告、つり下げ 広告、アーチ広告、移動広 告、 <u>広告幕及び乗合自動車 広告</u>			[略]	
[略]					[略]						

附 則

この条例は、平成22年11月1日から施行する。

宮崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年10月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第37号

宮崎県税条例の一部を改正する条例

宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>（法人の県民税の法人税割の税率の特例）</p> <p>11 昭和51年2月1日から平成23年1月31日までの間に終了する各事業年度分及び各連結事業年度分の法人税割の税率は、第30条の規定にかかわらず、100分の5.8とする。</p>	<p>附 則</p> <p>（法人の県民税の法人税割の税率の特例）</p> <p>11 昭和51年2月1日から平成28年1月31日までの間に終了する各事業年度分及び各連結事業年度分の法人税割の税率は、第30条の規定にかかわらず、100分の5.8とする。</p>

附 則

この条例は、平成23年2月1日から施行する。

宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年10月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第38号

宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

宮崎県住民基本台帳法施行条例（平成14年宮崎県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の9第3項の規定に基づき、<u>同条第1項の規定により県に置かれる審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の8第1項第2号及び第2項、第30条の9第3項並びに第30条の10第5項の規定に基づき、<u>保存期間に係る本人確認情報を利用することができる事務並びに保存期間に係</u></p>

る本人確認情報を提供する執行機関及び提供に係る事務、審議会
の組織及び運営に関し必要な事項並びに情報提供手数料の額及び
承認について定めるとともに、その他法の施行に関し必要な事項
を定めるものとする。

（本人確認情報を利用することができる事務）

第 2 条 法第 30 条の 8 第 1 項第 2 号の条例で定める事務は、別表第 1 のとおりとする。

（本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務）

第 3 条 法第 30 条の 8 第 2 項に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）及び事務は、別表第 2 のとおりとする。

（知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第 4 条 知事が行う法第 30 条の 8 第 2 項の規定による保存期間に係る本人確認情報の知事以外の執行機関への提供方法は、次のとおりとする。

（1）規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法

（2）規則で定めるところにより、知事から保存期間に係る本人確認情報を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）を知事以外の執行機関に送付する方法

（本人確認情報の利用及び提供の状況の公表）

第 5 条 知事は、少なくとも毎年 1 回、法第 30 条の 8 第 1 項及び第 2 項の規定による保存期間に係る本人確認情報の利用及び提供に関する状況について、規則で定めるところにより、これを公表するものとする。

（本人確認情報の保護に関する審議会）

第 2 条 前条の審議会は、宮崎県個人情報保護条例（平成 14 年宮崎県条例第 41 号）第 46 条第 1 項に規定する宮崎県個人情報保護審議会とする。

（本人確認情報の保護に関する審議会）

第 6 条 法第 30 条の 9 第 1 項に規定する審議会は、宮崎県個人情報保護条例（平成 14 年宮崎県条例第 41 号）第 46 条第 1 項に規定する宮崎県個人情報保護審議会とする。

（情報提供手数料の額）

第 7 条 法第 30 条の 10 第 5 項に規定する情報提供手数料（以下「情報提供手数料」という。）の額は、同条第 1 項に規定する指定情報処理機関（以下「指定情報処理機関」という。）が行う法第 30 条の 7 第 3 項の規定による本人確認情報の提供（以下「本人確認情報の提供」という。）に要する費用を本人確認情報の提供の見込み件数で除した額を基礎として、指定情報処理機関が定めるものとする。

2 指定情報処理機関は、本人確認情報の提供に要する費用又は本人確認情報の提供の見込み件数の増減を勘案し、必要があると認めるときは、情報提供手数料の額の改定を行うものとする。

3 前 2 項の場合において、指定情報処理機関は、あらかじめ、情報提供手数料の額について知事の承認を受けなければならない。

附 則

[略]

別表第 1（第 2 条関係）

1 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）の規定に基づく事務であって、次に掲げるもの

（1）宗教法人法第 14 条第 1 項の規定による宗教法人規則の認証のための申請書類に係る宗教法人の役員等の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

（2）宗教法人法第 25 条第 4 項の規定による宗教法人の事務所に備えられた書類の写しの提出に係る宗教法人の役員等の生存

附 則

[略]

の事実又は氏名若しくは住所の確認

2 地方税法(昭和25年法律第 226号)、宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号)、宮崎県産業廃棄物税条例(平成16年宮崎県条例第41号)及び宮崎県森林環境税条例(平成18年宮崎県条例第13号)並びに地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)の規定に基づく宮崎県の徴収金の賦課徴収及び過誤納金の還付又は充当に関する次に掲げる者(当該者が法人(合併後存続する法人又は合併により設立した法人を含む。)である場合はその役員又は清算人とし、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものである場合は当該代表者又は管理人とする。)の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

(1) 納税義務者若しくは特別徴収義務者又はこれらの第二次納税義務者若しくは保証人(以下「納税義務者等」という。)

(2) 納税義務者等の相続人及び生計を一にしている者

(3) 納税義務者等が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者

(4) 納税義務者等が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているものの権利者

(5) 納税義務者等が有する財産を占有している第三者又は当該財産を占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

(6) 納税義務者等に対し債権若しくは債務があり、又は納税義務者等から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

3 宮崎県税条例の規定に基づく不動産取得税の課税標準の特例又は住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額に関する事務のうち、地方税法第73条の14第3項の既存住宅又は同法第73条の24第2項の既存住宅等が自己の居住の用に供されていることの審査

4 退職年金及び退職一時金に関する条例(昭和24年宮崎県条例第18号)に基づく年金である給付の支給に関する事務であって、次に掲げるもの

(1) 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

(2) 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

(3) 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

5 宮崎県介護福祉士等修学資金貸与条例を廃止する条例(平成20年宮崎県条例第9号)による廃止前の宮崎県介護福祉士等修学資金貸与条例(平成5年宮崎県条例第6号)に基づく貸与を受けた者若しくはその連帯保証人又はそれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

6 宮崎県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年宮崎県条例第10号。以下この項において「条例」という。)に基づく年金の支給に関する事務であって、次に掲げるもの

(1) 条例第5条第1項の加入の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答

(2) 条例第12条の2第1項の規定による脱退一時金の支給の申出の受理又はその申出に係る事実についての調査

(3) 条例第16条第4項の規定による年金受給権者の現況に関

- する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 7 先天性血液凝固因子障害等患者の医療負担の軽減を図るため、宮崎県が実施する先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の対象患者に交付する先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 8 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「鳥獣保護法」という。）に基づく狩猟免許、狩猟免状、狩猟者登録、鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等の許可、対象狩猟鳥獣の捕獲等の承認、指定猟法禁止区域における鳥獣の捕獲等の許可、対象狩猟鳥獣以外の鳥獣の飼養登録、販売禁止鳥獣等の販売の許可又は特定猟具使用制限区域内における鳥獣の捕獲等の承認に関する事務であって、次に掲げるもの
- (1) 鳥獣保護法第41条の規定による狩猟免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (2) 鳥獣保護法第46条第1項の規定による狩猟免状の記載事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- (3) 鳥獣保護法第61条第4項の規定による狩猟者登録を受けた者からの変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- (4) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。第5号から第10号において「省令」という。）第7条第11項の規定による許可証の交付を受けた者からの住所又は氏名の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- (5) 省令第7条第12項の規定による許可証の交付を受けた法人からの従事者証に記載された者の住所又は氏名の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- (6) 省令第11条の2第9項の規定による対象狩猟鳥獣の捕獲等の承認証の交付を受けた者からの住所又は氏名の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- (7) 省令第15条第6項の規定による指定猟法許可証の交付を受けた者からの住所又は氏名の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- (8) 省令第20条第5項の規定による対象狩猟鳥獣以外の鳥獣の飼養登録票の交付を受けた者からの住所又は氏名の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- (9) 省令第24条第5項の規定による販売禁止鳥獣等の販売許可証の交付を受けた者からの住所又は氏名の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- (10) 省令第42条第5項の規定による特定猟具使用制限区域内における鳥獣の捕獲等の承認証の交付を受けた者からの住所又は氏名の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 9 中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成11年法律第222号）附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の中小企業近代化資金等助成法（昭和31年法律第115号）の規定に基づく貸付金の貸付けを受けた者若しくはその連帯保証人又はそれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
- 10 宮崎県中小企業高度化資金貸付規則（平成12年宮崎県規則第

130号)の規定に基づく貸付金の貸付けを受けた者若しくはその
連帯保証人又はそれらの相続人の生存の事実又は氏名若しく
は住所の確認

11 宮崎県屋外広告物条例(平成5年宮崎県条例第13号。以下こ
の項において「条例」という。)に基づく事務であって、次に
掲げるもの

(1) 条例第33条第1項の登録の申請の受理、その申請に係る
事実についての審査又はその申請に対する応答

(2) 条例第33条第3項の更新の登録の申請の受理、その申請
に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

(3) 条例第33条の5第1項の規定による変更の届出の受理又
はその届出に係る事実についての審査

別表第2(第3条関係)

知事以外の執行機関	事務
教育委員会	<p>退職年金及び退職一時金に関する条 例(昭和24年宮崎県条例第18号)に基 づく年金である給付の支給に関する事 務であって、次に掲げるもの</p> <p>1 給付の請求の受理、その請求に 係る事実についての審査又はその 請求に対する応答</p> <p>2 給付を受ける権利に係る申出若 しくは届出の受理又はその申出若 しくは届出に係る事実についての 審査</p> <p>3 給付を受ける権利を有する者又 は給付の額の加算の原因となる者 の生存の事実又は氏名若しくは住 所の変更の事実の確認</p>
選挙管理委員会	<p>公職選挙法(昭和25年法律第100号 。以下この項において「公選法」とい う。)による立候補の届出等に関する 事務であって、次に掲げるもの</p> <p>1 公選法第86条第1項若しくは第 2項の規定による届出若しくは同 条第3項の届出の受理又はそれら の届出に係る事実についての審査</p> <p>2 公選法第86条の4第1項(漁業 法(昭和24年法律第267号)第94 条において準用する場合を含む。)の規定による届出若しくは同条 第2項、第5項、第6項若しくは 第8項(漁業法第94条において準 用する場合を含む。)の届出の受 理又はそれらの届出に係る事実 についての審査</p> <p>公職選挙法施行令(昭和25年政令第 89号。以下この項において「政令」と いう。)による選挙長等の告示に関す る事務のうち、政令第81条(漁業法施 行令(昭和25年政令第30号)第9条に おいて準用する場合を含む。)の規定 による告示に係る者の氏名又は住所の 確認</p>

監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号。以下この項において「自治法」という。）による監査に関する事務のうち、自治法第 242条第 1 項の規定による請求人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認
------	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年11月1日から施行する。
（国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料に関する条例の廃止）
- 2 国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料に関する条例（平成14年宮崎県条例第36号）は、廃止する。
（国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料に関する条例の廃止に伴う経過措置）
- 3 この条例の施行の際現に国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料に関する条例第 2 条第 3 項の承認を受けている情報提供手数料の額は、この条例による改正後の宮崎県住民基本台帳法施行条例第 7 条第 3 項の承認を受けた情報提供手数料の額とみなす。

宮崎県国民健康保険広域化等支援基金条例及び宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成22年10月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第39号

宮崎県国民健康保険広域化等支援基金条例及び宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

（宮崎県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部改正）

第 1 条 宮崎県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成14年宮崎県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（設置）</p> <p>第 1 条 国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険の財政の安定化に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 2 41条の規定に基づき、宮崎県国民健康保険広域化等支援基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>（処分）</p> <p>第 6 条 基金は、国民健康保険事業の運営の広域化を図るために必要な費用の貸付け又は交付及び国民健康保険の財政の安定化を図るために必要な費用の貸付けの財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p>	<p>（設置）</p> <p>第 1 条 <u>広域化等支援方針の作成、広域化等支援方針に定める施策の実施その他国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険の財政の安定化に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 241条の規定に基づき、宮崎県国民健康保険広域化等支援基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p>（処分）</p> <p>第 6 条 基金は、<u>広域化等支援方針の作成及び広域化等支援方針に定める施策の実施に要する費用並びに国民健康保険事業の運営の広域化を図るために必要な費用の貸付け又は交付及び国民健康保険の財政の安定化を図るために必要な費用の貸付けの財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</u></p>

（宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部改正）

第 2 条 宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年宮崎県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p><u>（処分の特例）</u></p> <p>2 <u>知事は、法附則第14条の 2 の規定により、当分の間、広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に充てるため、第 7 条の規定にかかわらず、基金の全部又は一部を処分することができるものとする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成22年10月1日

宮崎県条例第40号

宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例（平成18年宮崎県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(保育室等)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、<u>幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園</u>にあっては、次に掲げる要件を満たす場合に限り、<u>当該認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園の外で調理し、及び搬入する方法により行うことができる。</u>この場合において、<u>当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(保育室等)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内の調理室で調理する方法により行わなければならない。</u>ただし、<u>満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定こども園の外で調理し、及び搬入する方法により行うことができる。</u>この場合において、<u>当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の規定は、平成22年6月1日から適用する。

宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年10月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第41号

宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例

宮崎県港湾管理条例（昭和38年宮崎県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																																																																																												
<p>別表第1（第8条の2、第10条関係）</p> <p>[略]</p> <p>2 施設使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種別</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">金 額</th> <th rowspan="2">摘 要</th> </tr> <tr> <th>外航船舶</th> <th>外航船舶以外の船舶</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>船舶給水施設</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃油処理施設</td> <td>廃油1トンにつき</td> <td style="text-align: center;">815円</td> <td style="text-align: center;">855円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>貨物上屋</td> <td>1平方メートル1日につき</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>細島港1号及び2号貨物上屋</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">16円3銭</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>細島港3号貨物上屋</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">20円54銭</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>細島港4号貨物上屋</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">23円87銭</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>宮崎港貨物上屋</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">19円77銭</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>油津港貨物上屋</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">19円39銭</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>延岡新港1号貨物上屋</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">19円72銭</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設の種別	単 位	金 額		摘 要	外航船舶	外航船舶以外の船舶	[略]					船舶給水施設	[略]				廃油処理施設	廃油1トンにつき	815円	855円		[略]					貨物上屋	1平方メートル1日につき					細島港1号及び2号貨物上屋	16円3銭				細島港3号貨物上屋	20円54銭				細島港4号貨物上屋	23円87銭				宮崎港貨物上屋	19円77銭				油津港貨物上屋	19円39銭				延岡新港1号貨物上屋	19円72銭			<p>別表第1（第8条の2、第10条関係）</p> <p>[略]</p> <p>2 施設使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種別</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">金 額</th> <th rowspan="2">摘 要</th> </tr> <tr> <th>外航船舶</th> <th>外航船舶以外の船舶</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>船舶給水施設</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>貨物上屋</td> <td>1平方メートル1日につき</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>細島港1号及び2号貨物上屋</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">16円3銭</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>細島港3号貨物上屋</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">20円54銭</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>細島港4号貨物上屋</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">23円87銭</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>宮崎港貨物上屋</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">19円77銭</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>油津港1号貨物上屋</u></td> <td colspan="2" style="text-align: center;"><u>19円39銭</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>油津港2号貨物上屋</u></td> <td colspan="2" style="text-align: center;"><u>25円55銭</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>延岡新港1号貨物上屋</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">19円72銭</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設の種別	単 位	金 額		摘 要	外航船舶	外航船舶以外の船舶	[略]					船舶給水施設	[略]				[略]					貨物上屋	1平方メートル1日につき					細島港1号及び2号貨物上屋	16円3銭				細島港3号貨物上屋	20円54銭				細島港4号貨物上屋	23円87銭				宮崎港貨物上屋	19円77銭				<u>油津港1号貨物上屋</u>	<u>19円39銭</u>				<u>油津港2号貨物上屋</u>	<u>25円55銭</u>				延岡新港1号貨物上屋	19円72銭		
施設の種別			単 位	金 額		摘 要																																																																																																																							
	外航船舶	外航船舶以外の船舶																																																																																																																											
[略]																																																																																																																													
船舶給水施設	[略]																																																																																																																												
廃油処理施設	廃油1トンにつき	815円	855円																																																																																																																										
[略]																																																																																																																													
貨物上屋	1平方メートル1日につき																																																																																																																												
	細島港1号及び2号貨物上屋	16円3銭																																																																																																																											
	細島港3号貨物上屋	20円54銭																																																																																																																											
	細島港4号貨物上屋	23円87銭																																																																																																																											
	宮崎港貨物上屋	19円77銭																																																																																																																											
	油津港貨物上屋	19円39銭																																																																																																																											
	延岡新港1号貨物上屋	19円72銭																																																																																																																											
施設の種別	単 位	金 額		摘 要																																																																																																																									
		外航船舶	外航船舶以外の船舶																																																																																																																										
[略]																																																																																																																													
船舶給水施設	[略]																																																																																																																												
[略]																																																																																																																													
貨物上屋	1平方メートル1日につき																																																																																																																												
	細島港1号及び2号貨物上屋	16円3銭																																																																																																																											
	細島港3号貨物上屋	20円54銭																																																																																																																											
	細島港4号貨物上屋	23円87銭																																																																																																																											
	宮崎港貨物上屋	19円77銭																																																																																																																											
	<u>油津港1号貨物上屋</u>	<u>19円39銭</u>																																																																																																																											
	<u>油津港2号貨物上屋</u>	<u>25円55銭</u>																																																																																																																											
	延岡新港1号貨物上屋	19円72銭																																																																																																																											

	延岡新港 2 号貨物上屋	25円57銭			延岡新港 2 号貨物上屋	25円57銭	
	[略]				[略]		
	[略]				[略]		

附 則

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

宮崎県育英資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年10月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第42号

宮崎県育英資金貸与条例の一部を改正する条例

宮崎県育英資金貸与条例（昭和49年宮崎県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
附 則		附 則	
3	[略]	3	[略]
			<u>（貸与額等の特例）</u>
		4	<u>知事は、県内で発生した口蹄疫に起因して生じた経済的理由により修学が困難な者に対しては、第5条に定める育英資金の貸与の額に1万円を加算して貸与することができる。</u>
		5	<u>前項の規定は、平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に貸与する育英資金について適用する。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。